



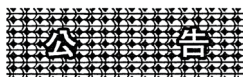
# 長野県報

9月30日(木)  
令和3年  
(2021年)  
号外

## 目次

### 公 告

人事行政の運営等の状況の公表 (人事課) ..... 1



### 公告

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年長野県条例第1号）第6条の規定により、長野県の人事行政の運営等の状況について、別冊のとおり公表します。

令和3年9月30日

長野県知事 阿部 守一

人事課

# 長野県の人事行政の運営等の状況

令和3年9月

長 野 県

# 目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)	新規採用者数	1
(2)	退職者数	2
(3)	定期異動の状況	3
(4)	派遣職員数	4
(5)	女性職員の登用状況	4
(6)	退職管理の状況	5
(7)	職員数の状況	6
2	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	8
(1)	勤務時間の状況	8
(2)	時差勤務の状況	8
(3)	休暇及び休業等の状況	9
(4)	時間外（超過）勤務の状況	9
3	職員の分限及び懲戒処分の状況	10
(1)	分限処分数	10
(2)	懲戒処分数	10
4	職員のサービスの状況	11
(1)	職員のサービス違反	11
(2)	営利企業等の従事許可	11
5	職員の研修及び人事評価の状況	12
(1)	職員研修の実績	12
(2)	人事評価の実施状況	13
6	職員の福祉及び利益の保護の状況	14
(1)	健康診断等の実施状況	14
(2)	共済組合の負担金・掛金	15
(3)	職員互助会の掛金・補助金	16
(4)	公務・通勤災害の認定状況	17
7	職員給与等の状況	18
(1)	人件費の状況	18
(2)	職員給与費の状況	18
(3)	ラスパイレス指数の状況	18
(4)	給与改定の状況	19
(5)	職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	19
(6)	職員の初任給の状況	21
(7)	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	21
(8)	級別職員数等の状況	22
(9)	職員の手当の状況	25
(10)	特別職の報酬等の状況	38
(11)	公営企業職員の状況	39
8	職員の競争試験及び選考の状況	46
(1)	採用試験の日程	46
(2)	採用試験の実施状況	54
(3)	採用選考の実施状況	56
9	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	58
10	勤務条件に関する措置の要求の状況	61
11	不利益処分に関する審査請求の状況	61

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数（令和2年度）

(人)

区分	部門	採用職種	事務技術の別	採用者数
試験	一般	大学卒業程度	事務	80
			技術	63
			(大学卒業程度計)	143
		短大卒業程度	事務	0
			技術	0
			(短大卒業程度計)	0
		高校卒業程度	事務	2
			技術	4
			(高校卒業程度計)	6
	教育	小・中学校事務職員		13
	警察	警察官 A		66
		警察官 B		87
		警察職員（大学卒業程度）		13
警察職員（高校卒業程度）		7		
試験採用計				335
選考	一般	特定任期付	事務	0
			技術	2
		一般任期付	事務	2
			技術	10
		任期付研究員	技術	0
		障がい者	事務	9
			技術	0
		社会人経験者	事務	26
			技術	13
		外郭団体職員	事務	0
			技術	0
		看護師	技術	0
		医師	技術	4
		獣医師	技術	8
		理学療法士等	技術	0
		看護大学等教員	教員	1
		割愛	事務	6
			技術	4
		技能労務職	技術	0
			事務	71
		再任用	技術	27
	教員		0	
	事務		0	
	その他	事務	0	
		技術	6	
	教育	教諭		506
		養護教諭		23
		栄養教諭		2
		寄宿舎指導員・実習助手		15
		再任用		352
		障がい者	小・中学校事務職員	0
	警察	警察官		24
		警察職員		0
再任用		警察官	12	
		警察職員	4	
選考採用計				1,127
合計				1,462

(2) 退職者数 (令和2年度)

① 一般行政

(人)

区 分		一般行政
定年	部長級	28
	課長級	73
	課長補佐級以下	125
	計	226
早期	部長級	1
	課長級	7
	課長補佐級以下	165
	計(※1)	173 (15)
合 計		399

② 教育行政

(人)

区 分		小・中学校等	高等学校	特別支援学校	計
定年	校 長	104	23	4	131
	教頭等	7	5	0	12
	教諭等	245	163	41	449
	事務・栄養職員	20	0	1	21
	計	376	191	46	613
早期	校 長	1	0	0	1
	教頭等	6	2	0	8
	教諭等	127	32	21	180
	事務・栄養職員	4	0	1	5
	計(※1)	138 (49)	34 (10)	22 (3)	194 (62)
合 計		514	225	68	807

③ 警察行政

(人)

区 分		警察行政
定年	警察官	68
	警察職員	10
	計	78
早期	警察官	96
	警察職員	6
	計(※1)	102 (0)
合 計		180

(※1) 早期退職者のうち早期退職募集制度認定者数

(3) 定期異動の状況

① 異動者数 (令和2年4月1日転出ベース)

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長 級	37
課 長 級	370
課長補佐級	417
係 長 級	510
そ の 他	801
計	2,135

イ 教育行政

(人)

区 分	小・中学校等	高等学校	特別支援学校	計
校 長	227	36	3	266
教頭等	245	76	5	326
教諭等	1,504	369	186	2,059
事務・栄養職員	146			146
計	2,122	481	194	2,797

ウ 警察行政

(人)

区 分	警察行政
警察官	1,328
警察職員	147
計	1,475

② 昇任者数 (令和2年4月1日転入ベース)

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長	20
課 長	110
課長補佐	138
係 長	124
計	392

イ 教育行政

(人)

区 分	小・中学校等	高等学校	特別支援学校	計
校 長	113	13	2	128
教頭等	123	19	7	149
計	236	32	9	277

ウ 警察行政

(人)

区 分		警察行政
警察官	警 視	22
	警 部	35
警察職員	管理幹	9
	課長補佐	8
計		74

(4) 派遣職員数 (令和2年4月1日現在)

市町村等への支援や職員の資質向上のため、他団体との職員交流を実施しています。

(人)

派遣先	一般行政	教育行政	警察行政
市町村等	53	69	11
民間・NPO・大学	19	156	1
都道府県	0	2	27
省庁等	10	20	33
公益的法人等	81	21	0
計	163	268	72

(5) 女性職員の登用状況 (令和2年4月1日現在)

職場における男女共同参画を進めるため、女性職員の登用及び職域拡大に努めています。

区分		総登用数 A (人)	うち女性数 B (人)	割合 B/A (%)	
一般行政	部長級	73	4	5.5%	
	課長級	654	66	10.1%	
	課長補佐級	888	122	13.7%	
	係長級	1,096	279	25.5%	
	計(※1)	2,711	471	17.4%	
教育行政	校長	626	88	14.1%	
	教頭等	683	148	21.7%	
	計	1,309	236	18.0%	
警察行政	警察官	警視	117	2	1.7%
		警部	258	6	2.3%
	警察職員	管理幹	22	0	0.0%
		課長補佐	64	19	29.7%
	計	461	27	5.9%	

(※1) 教育職を除く。

(6) 退職管理の状況

退職職員の再就職状況（令和2年度）

再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例（平成28年長野県条例第2号）に基づく届出の状況です。

区分		国又は 地方公 共団体 の機関	独立 行政 法人	地方三 公社等 (注1)	公益 法人	学校 法人等 (注2)	その他 の非営 利法人	営利 法人	その他	合計
一般行政	部長級	0	0	8	4	1	3	6	1	23
	課長級	4	4	9	13	2	8	3	1	44
	課長補佐 級以下	14	2	3	7	3	10	9	2	50
	計	18	6	20	24	6	21	18	4	117
教育行政	校長級	2	0	0	0	5	1	0	0	8
	教頭級	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	計	2	0	0	0	5	1	1	0	9
警察行政	部長級	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	課長級	0	0	0	0	0	5	13	0	18
	計	0	0	0	0	0	5	14	0	19
合計		20	6	20	24	11	27	33	4	145

(注1) 地方三公社等には、特殊法人・認可法人等の特別の法律により設立された法人を含む。

(注2) 学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含む。



(7) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

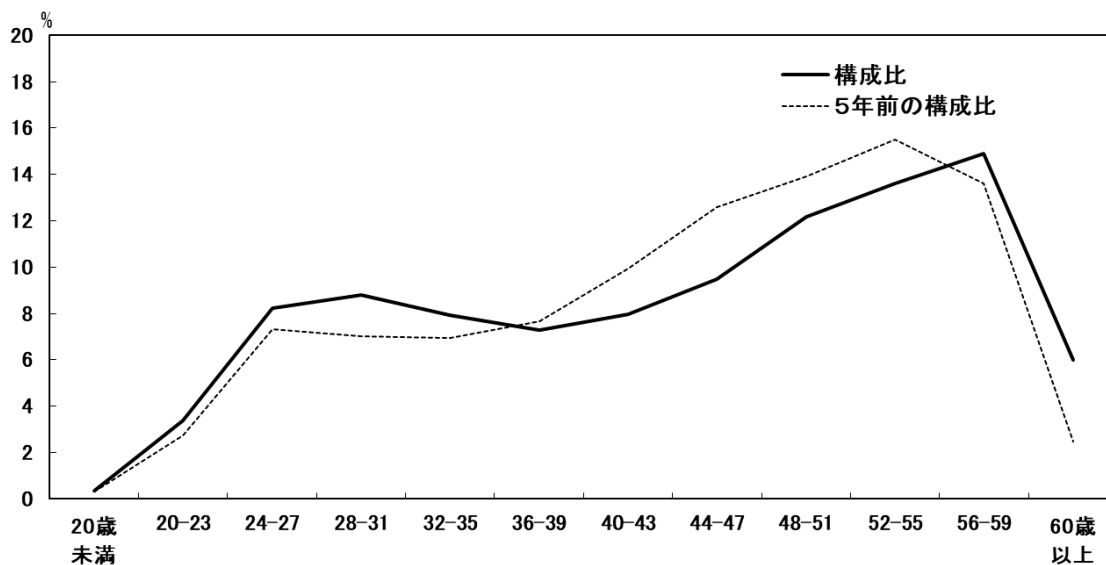
(人)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和2年	令和3年		
普通会計部門	議会	40	38	△2	DX推進課の設置 児童福祉法の配置基準充足 新型コロナウイルス感染症対応等
	総務企画	888	900	12	
	税務	249	244	△5	
	民生	464	476	12	
	衛生	858	906	48	
	労働	158	157	△1	
	農林水産	1,233	1,236	3	
	商工	351	348	△3	
	土木	1,021	1,019	△2	
	計	5,262	5,324	62	
	教育部門	17,106	17,027	△79	児童・生徒数の減による減員等
	警察部門	3,948	3,963	15	育休職員等の増加に伴う警察官の増
	小 計	26,316	26,314	△2	(参考：人口10万人あたりの職員数 1,300.05人)
計 公 営 部 門 企 業 等 会 社	病院	0	0	0	
	水道	51	48	△3	
	下水道	57	58	1	
	その他	74	82	8	
	小 計	182	188	6	
合 計		26,498 [28,403]	26,502 [28,403]	4	(参考：人口10万人あたりの職員数 1,309.34人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を保有する休職者、育児休業中の職員、育児休業中の職員に対する代替職員（育休任期付職員）、派遣職員などを含み、臨時的任用職員又は非常勤職員（フルタイムの会計年度任用職員（R2:370人、R3:413人）を除く）は含まれていません。

2 [ ]内は、条例定数（予算定数）の合計です。

② 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	90人	886人	2,144人	2,295人	2,068人	1,900人	2,083人	2,475人	3,178人	3,550人	3,893人	1,566人	26,128人

③ 職員数の推移

(人)

部門	区分	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		5,078	5,080	5,085	5,060	5,262	5,324	246 (4.8%)
教育		17,558	17,372	17,140	17,095	17,106	17,027	△531 (△3.0%)
警察		3,910	3,927	3,937	3,947	3,948	3,963	53 (1.4%)
普通会計計		26,546	26,379	26,162	26,102	26,316	26,314	△232 (△0.9%)
公営企業等会計計		160	161	177	181	182	188	28 (17.5%)
総	合計	26,706	26,540	26,339	26,283	26,498	26,502	△204 (△0.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数  
令和2年度以降は、上記調査結果に会計年度任用職員（フルタイム）を加えた数

## 2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間の状況（令和2年度）

区分	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
一般行政 教育行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
警察行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
		8時30分	12時15分	
		8時30分	21時30分	12時00分～13時00分 19時15分～19時30分
		3時45分	12時15分	7時45分～8時30分

- (注) 1 業務の状況を考慮して開始時刻を変更する場合や、交替制勤務機関や学校などにおいて勤務の特殊性から上表により難しい場合の勤務時間は別に定めています。
- 2 学校における休憩時間については、校長が別に定めています。

### (2) 時差勤務の状況(令和2年度)

	概要	実施回数	実施人数
業務に基づく時差勤務	所属長が、業務の状況等を考慮して、職員ごとに勤務の開始時刻を午前5時から午後1時までの間で変更できる制度。	8,926回	1,184人
育児・介護に基づく時差勤務	育児又は介護を行っている職員が、申請により勤務の開始時刻を午前7時30分から午前9時30分までの間に変更できる制度。	676回	6人
希望に基づく時差勤務	職員の希望に基づき、勤務の開始時刻を午前7時15分、7時30分、7時45分、8時、9時、9時30分又は10時に変更できる制度。	91,753回	3,182人

- (注) 1 知事部局に所属する一般職員について掲載しています。

(3) 休暇及び休業等の状況（令和2年度）

① 休暇の取得状況

年次休暇	総付与日数 A (日)	総使用日数 B (日)	全対象職員数 C (人)	平均使用日数 B/C (日)	消化率 B/A (%)
		547,283	152,473	14,135	10.79

(注) 1 対象期間は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までです。

介護休暇	延取得者数 (人)
	13

介護時間	延取得者数 (人)
	1

療養休暇 (連続30日超)	取得者数 (人)
	321

(注) 1 介護時間は、平成29年1月1日に新設されました。

② 休業等の取得状況

区 分		育児休業 取得者数 (人)	育児短時間 勤務職員数 (人)	部分休業 取得者数 (人)	自己啓発休業 取得者数 (人)	配偶者同行休業 取得者数 (人)
	男	43	1	4	3	1
	女	964	42	52	2	4
	計	1,007	43	56	5	5

(注) 前年度から引き続いて休業している職員を含みます。

(4) 時間外（超過）勤務の状況（令和2年度）

区 分		時間外勤務時間 (1人当たり)
一般行政職員	本 庁	171.9
	現 地	84.9
	計	108.5
警察行政職員	警察本部	274.6
	警察署	275.0
	計	274.7

### 3 職員の分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分数（令和2年度）

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能率維持及び適正運営確保のために行われるものです。

(人)

処分事由		処分の種類				計	失職
		降任	免職	休職	降給		
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	285		285	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			1		1	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0	0	0	
計		0	0	286	0	286	
地公法第28条第4項により失職した者							2
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

(注) 1 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

2 休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

#### (2) 懲戒処分数（令和2年度）

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行われるものです。

(人)

処分事由		処分の種類				計	訓諭等
		戒告	減給	停職	免職		
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	1	1	1	2	5	151
職務上の義務に違反し 又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	1	3	1	0	5	77
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	0	0	0	4
計		2	4	2	2	10	232

(注) 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

#### 4 職員のサービスの状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

このサービス上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

##### (1) 職員のサービス違反（令和2年度）

区 分	内 容	(人) 処分等者数
秘密を守る義務違反	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。	0
政治的行為の制限違反	職員（企業職員の一部を除く）は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	0
争議行為等の禁止違反	職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。	0
営利企業等の従事制限違反	職員は、任命権者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等		0
公職選挙法違反		0
休暇の不正利用・虚偽申請		0
職場内秩序びん乱		0
セクシュアル・ハラスメント		0
教職員による児童生徒に対する非違行為		1
通常業務処理不適正		3
公金官物処理不適正		0
その他（上記に属さない職務上の非違行為）		6

##### (2) 営利企業等の従事許可（令和2年度）

許可件数	従 事 内 容
95件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国勢調査調査員</li> <li>・ 各種審査会等委員</li> <li>・ スポーツ指導員、審判</li> <li>・ 原稿執筆・出版</li> <li>・ 日本語教室アシスタント、通訳ガイド</li> <li>・ 中山間地域等における地域振興活動</li> <li>・ 休日緊急診療室</li> <li>・ 音楽ユニットによる地域情報発信活動</li> <li>・ ゲストハウス運営</li> <li>・ パートナーシップ認定等啓発活動</li> <li>・ 研修等講座講師</li> <li>・ 太陽光電気の販売</li> <li>・ ピアノ伴奏</li> <li>・ バルーンアート、ハーモニカの演奏</li> <li>・ 博物館展示物の監修</li> <li>・ 地域文化紹介番組の解説者</li> <li>・ 株式会社の役員</li> <li>・ 不動産及び駐車場の賃貸</li> </ul>

## 5 職員の研修及び人事評価の状況

### (1) 職員研修の実績（令和2年度）

一般的な行政職員を対象としたものを掲載しています。  
これ以外にも教員や警察職員等を対象とした多種多様な研修があります。

区 分		対象者	形式	延べ日数 (集合研修のみ)	受講 人員
キャリア 形成研修	新規採用課程①(交流会)	新規採用職員	集合研修	11日	209人
	新規採用課程②	新規採用職員	集合研修	11日	207人
	新規採用課程③	新規採用職員	集合研修	8日	204人
	採用3年目研修	採用3年目職員	eラーニング	-	159人
	採用5年目研修	採用5年目職員	オンライン	-	140人
	新任主任級研修	新任主任級職員	eラーニング	-	108人
				計	1,027人
マネジメント 養成研修	課長級職員研修	本庁の新任課(室)長、次長	集合研修	4日	38人
	新任係長研修	新任係長職員	eラーニング	-	172人
	短期ビジネススクール	課長補佐級以上職員	集合研修	3日	1人
	評価者研修	管理監督職員	オンライン	-	26人
	職場風土づくり研修	管理監督職員	eラーニング	-	20人
				計	257人
職場・職員 支援研修	子育て職員支援研修	子育て職員	集合研修	2日	16人
	女性職員リーダー研修	主査級以上女性職員	集合研修	1日	23人
	新規採用職員教育担当者研修	新規採用職員教育担当者	eラーニング	-	162人
	再任用職員研修	新規再任用予定職員	eラーニング	-	72人
	選択必修型外部研修	25、35、45歳の職員で指定 する職員等	eラーニング	-	111人
	RESAS研修	県職員・市町村職員	集合研修	1日	39人
	文章作成力向上支援	主に主査級以上	eラーニング	-	15人
	早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会派遣	課長補佐級以下職員	オンライン	-	3人
				計	441人
				合 計	1,725人

## (2) 人事評価の実施状況（令和2年度）

公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行うか、若しくは、以下の点を目的として定期的に人事評価（「職務遂行力評価」及び「業績評価」）を実施しています。

- ①組織の目標を踏まえて、職務を自己計画・自己評価により遂行できる職員の養成
- ②他者からのフィードバックによる自己理解の促進と、これを契機とした業績向上への動機付け
- ③上司と部下のコミュニケーションの活性化
- ④能力や意欲と実績を重視した人事管理の推進

### 【勤務成績の評定・職務遂行力評価】

評定・評価期間	令和2年1月～令和2年12月
評定・評価の回数	期末に1回
対象者数（人）	27,576

#### （対象者の内訳）

知事部局	5,134
行政委員会	30
県議会事務局	37
企業局	115
教育委員会事務局	961
教育委員会の教員	17,427
警察本部	3,872
合計	27,576

### 【業績評価】

評価期間	前期：令和2年4月～令和2年9月 後期：令和2年10月～令和3年3月 (教育委員会の教員) 令和2年4月～令和3年3月
評価の回数	各期末に1回 (教育委員会の教員) 年度末に1回
対象者数（人）	前期：9,762 後期：10,015 (教育委員会の教員) 年度末：17,357

#### （対象者の内訳）

	前期	後期	年度末
知事部局	4,952	5,108	-
行政委員会	30	30	-
県議会事務局	37	36	-
企業局	110	114	-
教育委員会	939	950	-
教育委員会の教員	-	-	17,357
警察本部	3,694	3,777	-
合計	9,762	10,015	17,357

※ 職員の採用・退職等に伴い、各評価の対象者数に異同がある。



## 6 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康診断等の実施状況（令和2年度）

職員の健康管理のため各種健康診断を実施するとともに、職員の心の健康づくりのため、研修会等のメンタルヘルス事業を実施しています。

#### ① 定期健康診断

(人)

対 象 者	受診者
労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条、学校保健安全法第15条に基づく定期健康診断対象者	9,057

#### ② 人間ドック

(人)

対 象 者	受診者
<一般行政> (1泊2日) 55歳, 60歳 (日 帰 り) 33歳, 35歳, 37歳, 39歳, 41歳, 43歳, 45歳, 47歳, 49歳, 51歳, 53歳, 55歳, 57歳, 59歳, 退職予定者 ※短期大学及び看護大学の教職員は教育行政の適用 <教育行政> (1泊2日) 35歳, 39歳, 47歳, 55歳, 59歳, 60歳, 退職予定者 (日 帰 り) 33歳, 37歳, 41歳, 43歳, 45歳, 49歳, 51歳, 52歳, 53歳, 54歳, 56歳, 57歳, 58歳, 61歳, 62歳, 63歳, 65歳以上の者 <警察行政> (1泊2日) 40歳, 50歳 (日 帰 り) 35歳, 37歳, 42歳, 44歳, 46歳, 48歳, 52歳, 54歳, 56歳, 58歳, 59歳以上希望者	12,073

#### ③ 特別検診の種類と受診者

(人)

特別検診の種類	受診者
胃検診	3,455
有機溶剤取扱者特殊健康診断	313
特定化学物質特殊健康診断	243
放射線業務従事者特殊健康診断	123
福祉施設等職員特殊健康診断	106
と畜検査業務等従事者特別検診	85
VDT作業従事者特殊健康診断	1,587
B型肝炎予防接種（ワクチン接種）	287
B型肝炎予防接種（抗原・抗体検査）	837
B型肝炎予防接種（追加接種）	14
結核健診（予防）事業	60
脳ドック	586
一日健診	774
女性検診（子宮頸がん検診）	9,338
骨密度検査	701
特定業務従事者健康診断（深夜業務従事者）	1,064
高気圧作業健康診断（潜水業務）	26
けん銃特練生健康診断（鉛）	20
騒音作業健康診断	8
運転業務従事者健康診断	0
石綿取扱者特殊健康診断	177

(2) 共済組合の負担金・掛金（令和2年度）

職員及びその扶養者の病気・負傷等に関する給付事業を実施しています。

区 分		地方職員共済組合 長野県支部	公立学校共済組合 長野支部	警察共済組合 長野県支部
組合員数（R3.3.31現在） （任意継続組合員を除く）		7,149 人	19,372 人	4,018 人
短期給付に 要する費用	負 担 金	1,941,050 千円	5,149,384 千円	935,909 千円
	掛 金	1,938,892 千円	5,135,634 千円	948,656 千円
介護給付金の納 付に要する費用	負 担 金	271,107 千円	694,039 千円	104,978 千円
	掛 金	271,376 千円	693,958 千円	107,343 千円
厚生年金保険 給付に要する 費用	負 担 金	6,645,645 千円	18,662,826 千円	3,944,937 千円
	掛 金	3,999,077 千円	11,149,827 千円	2,458,352 千円
退職等年金 給付に要する 費用	負 担 金	328,068 千円	914,835 千円	198,697 千円
	掛 金	328,236 千円	914,796 千円	201,506 千円
経過的長期 給付に要する 費用	負 担 金	54,007 千円	211,196 千円	42,778 千円
組合の事務に 要する費用	負 担 金	36,561 千円	131,109 千円	31,271 千円
福祉事業に 要する費用	負 担 金	55,017 千円	172,012 千円	33,617 千円
	事業補助	50,426 千円	222,736 千円	26,145 千円
	掛 金	52,985 千円	172,001 千円	32,850 千円

(3) 職員互助会の掛金・補助金（令和2年度）

職員が心身ともに健康で働けるよう、福利厚生事業を実施しています。

区 分	長野県職員 互助会	長野県教職員 互助組合	長野県警察 職員互助会
会員数（R3.3.31現在） A	8,081 人	19,216 人	4,006 人
互助会に対する補助金 B	0 千円	0 千円	0 千円
会員による掛金額 C	303,214 千円	666,434 千円	111,051 千円
補助率 B/C	0.0 %	0.0 %	0.0 %
1人当たりの年間補助金額 B/A	0 円	0 円	0 円

(4) 公務・通勤災害の認定状況（令和2年度）

職員の公務上の災害及び通勤による災害の防止に努めるとともに、被災した職員等に対して補償を行っています。

① 常勤職員

(人)

区 分		職 員 数
公務災害	負 傷	219
	(死亡)	0
	疾 病	18
	(死亡)	0
	脳心疾患	0
	(死亡)	0
公務災害		237
(死亡)		0
通勤災害		20
(死亡)		0
合 計		257
(死亡)		0

- (注) 1 死亡事案の件数は内数です。  
 2 脳心疾患には、外傷性のものは含みません。  
 3 公務外・通勤災害非該当は含みません。

② 非常勤職員

(人)

区 分		職 員 数
公務災害	負 傷	1
	(死亡)	0
	疾 病	0
	(死亡)	0
	脳心疾患	0
	(死亡)	0
公務災害		1
(死亡)		0
通勤災害		1
(死亡)		0
合 計		2
(死亡)		0

## 7 職員給与等の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の 人件費率
2年度	2,072,219人	1,049,482,396千円	4,882,278千円	250,801,770千円	23.9%	30.3%

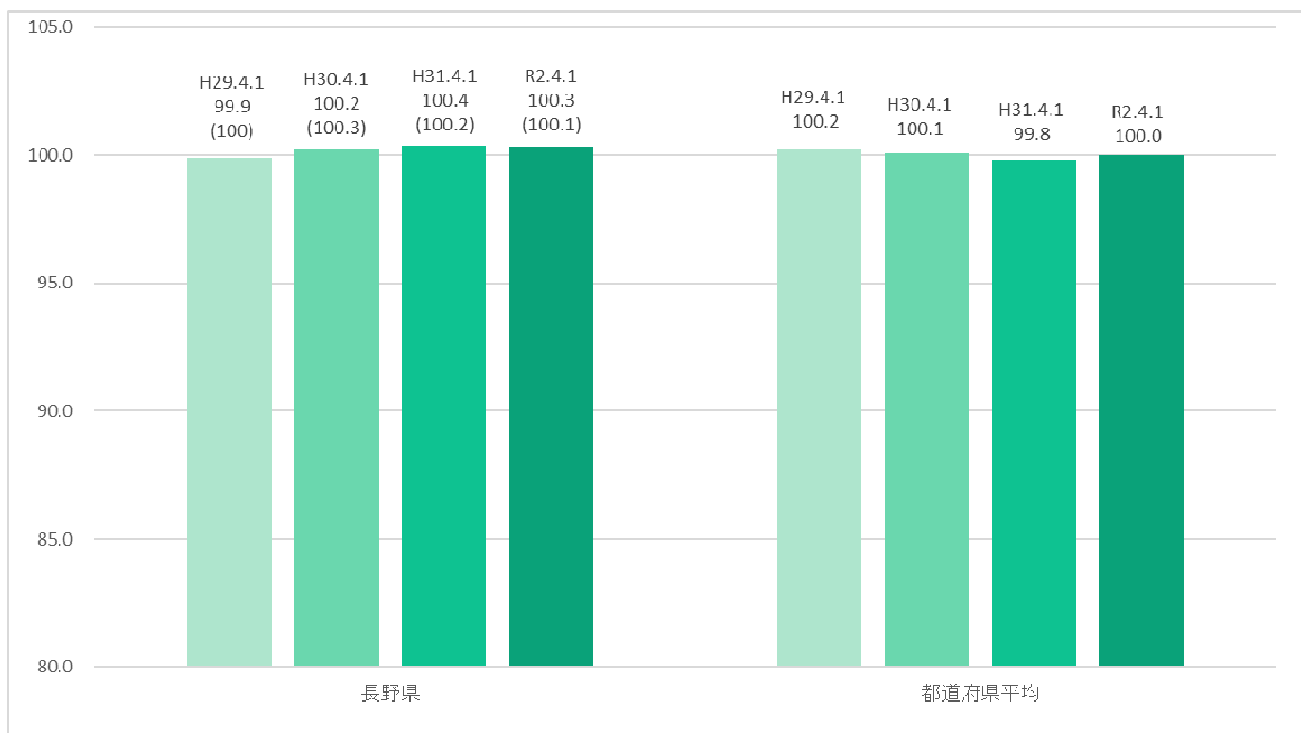
(注) 人件費には児童手当を含みません。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
2年度	26,316人	116,539,609千円	21,310,702千円	45,543,414千円	183,393,725千円	6,969千円

(注) 職員手当には退職手当、児童手当を含みません。職員数は、2年4月1日現在の人数です。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
2年度	円 378,635	円 378,561	74円 (0.02%)	% 0.00	% 0.00	% 0.00

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
2年度	月 4.38	月 4.45	月 0.07	月 4.40	月 4.40	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和2年4月1日現在)

代表的な職種の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額は、次のとおりです。

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	45.3歳	335,200円	401,899円	369,153円
国	43.2歳	327,564円	—	408,868円
都道府県平均	42.8歳	324,055円	413,722円	366,268円

② 技能労務職

公務員						民間			参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	区分	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長野県	59.0歳	8人	271,900円	286,650円	282,748円	民間の類似 職種	—	—	—
うち庁務 技師	59.0歳	8人	271,900円	286,650円	282,748円	うち用務員	55.9歳	207.9 千円	1.38
国	50.9歳	2,319 人	287,283円	—	328,862円	—	—	—	—
都道府県 平均	53.6歳	187 人	318,887円	373,164円	350,729円	—	—	—	—

【参考】年収ベース（試算値）での比較

公務員（長野県）		民間		参考 C/D
職種	年収（C）	職種	年収（D）	
庁務技師	4,641.5千円	用務員	2,862.4千円	1.62

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（用務員は平成29～31年の3ヵ年平均）  
 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。  
 3 公務員及び民間の年収データは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 高等学校、特別支援学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	46.8歳	376,200円	418,185円
都道府県平均	44.8歳	372,601円	430,717円

④ 小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	45.3歳	372,400円	413,264円
都道府県平均	42.4歳	356,917円	410,239円

⑤ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	37.8歳	325,400円	431,458円	358,857円
国	41.4歳	319,832円	—	378,311円
都道府県平均	38.4歳	323,548円	456,572円	371,763円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(6) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

一般職のうち、代表的な職種の新任給は、次のとおりです。

区 分		長 野 県	国
一般行政職	大 学 卒	192,600円	182,200円
	高 校 卒	158,100円	150,600円
技能労務職	高 校 卒	153,500円	—
	中 学 卒	—	—
高等学校教育職	大 学 卒	215,200円	—
	高 校 卒	—	—
小・中学校等教育職	大 学 卒	215,200円	—
	高 校 卒	—	—
警 察 職	大 学 卒	224,200円	211,400円
	高 校 卒	187,500円	173,400円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	272,013円	355,872円	383,311円	401,963円
	高 校 卒	237,085円	277,583円	351,929円	376,240円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—
高等学校教育職	大 学 卒	319,312円	394,153円	425,194円	434,696円
	高 校 卒	—	—	—	—
小・中学校等教育職	大 学 卒	321,680円	394,167円	418,002円	429,272円
	高 校 卒	—	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	291,543円	383,255円	412,865円	422,452円
	高 校 卒	267,771円	351,721円	395,410円	405,738円



(8) 級別職員数等の状況 (令和2年4月1日現在)

① 一般行政職

一般行政職の総職員数は5,278人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
9級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	18人	0.3%	468,200円	538,800円
8級	1 本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	46人	0.9%	416,800円	478,700円
7級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う企画幹の職務	232人	4.4%	370,700円	454,400円
6級	1 本庁の課長の職務 2 現地機関の長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 企画幹の職務	423人	8.0%	326,000円	419,000円
5級	1 課長補佐の職務 2 現地機関の課長の職務	899人	17.0%	295,700円	401,400円
4級	1 係長の職務 2 特に規模の小さい現地機関の課長の職務 3 規模の小さい現地機関の課長補佐の職務 4 担当係長の職務 5 主幹の職務 6 主査の職務	1,587人	30.1%	269,700円	392,400円
3級	主任の職務	604人	11.4%	236,300円	357,500円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	933人	17.7%	199,600円	310,700円
1級	主事又は技師の職務	536人	10.2%	149,100円	252,900円

② 高等学校、特別支援学校教育職

高等学校、特別支援学校教育職の総職員数は 4,682人 であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	107人	2.3%	425,800円	483,500円
3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	156人	3.3%	338,000円	460,500円
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	4,157人	88.8%	208,200円	425,100円
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	262人	5.6%	163,300円	335,500円

③ 小・中学校教育職

小・中学校教育職の総職員数は 9,806人 であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
4級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務	551人	5.6%	415,400円	458,800円
3級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	574人	5.9%	299,100円	431,400円
2級	小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	8,372人	85.4%	179,400円	414,100円
1級	小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	309人	3.2%	163,300円	313,400円

④ 警察職

警察職の総職員数は3,491人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
9級	1 警察本部の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	18人	0.5%	431,900円	486,700円
8級	1 複雑かつ特に困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	21人	0.6%	390,100円	464,600円
7級	1 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	55人	1.6%	355,000円	450,200円
6級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の次長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う警察署の次長の職務	79人	2.3%	326,900円	434,300円
5級	1 警察本部の次長の職務 2 警察署の次長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 4 極めて複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 5 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務	451人	12.9%	300,400円	427,700円
4級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務 4 極めて複雑かつ特に困難な業務を行う主任の職務	869人	24.9%	256,500円	406,800円
3級	1 係長の職務 2 警察署の課長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う主任の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う巡査長の職務	748人	21.4%	216,000円	389,100円
2級	1 主任の職務 2 巡査長の職務 3 比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務	827人	23.7%	189,400円	369,300円
1級	巡査の行う職務	423人	12.1%	173,400円	331,800円

(注) 長野県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

【参考】昇給への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1	地方公務員法第40条に基づき、平成21年1月より職務遂行力評価、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。
2	昇給日前1年間の勤務成績（職務遂行力評価及び業績評価の結果等）が良好である者の昇給区分を標準とし、勤務成績が良好で、かつ、当該期間中に昇任、昇格した者を上位区分、勤務成績が良好でない者を下位区分とします。

(9) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

長 野 県	国
1人当たり平均支給額（2年度） 1,697千円	—
（2年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.85月分 (1.4)月分 (0.9)月分	（2年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.9月分 (1.45)月分 (0.9)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1	地方公務員法第40条に基づき、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。
2	半年毎に、期首に業務目標を設定し、期末において業務目標に対する業績を5段階（A～E）で評価します。その評定結果に基づき勤勉手当の成績率を決定します。

② 退職手当（令和2年4月1日現在）

長 野 県	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年	（支給率） 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（3%～30%加算）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）
1人当たり平均支給額 4,222千円 22,216千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		2,123,320千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		73,839円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	43人	20.0%	20.0%
大阪市等	6人	16.0%	16.0%
名古屋市等	6人	15.0%	15.0%
立川市	1人	12.0%	12.0%
福井市	1人	3.0%	3.0%
長野県（塩尻市）	702人	1.7%	6.0%
長野県（長野市、松本市、諏訪市及び伊那市）	11,517人	1.7%	3.0%
長野県（上記以外）	13,582人	1.7%	0%
医師	27人	16.0%	16.0%
平均支給率		1.7%	1.75%

（注）「国の制度（支給率）」欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）	1,369,592千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	82,550円
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）	55.79%
手当の種類（手当数）	38

○一般職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（2年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部税務課、県税徴収対策室、県税事務所に勤務する職員	県税の調査又は徴収に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 588	業務1日につき600円（業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は360円）
福祉業務手当	福祉事務所、児童相談所、波田学院、女性相談センター、県立総合リハビリテーションセンター又は精神保健福祉センターに勤務する職員	福祉に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 13,304	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
感染症防疫等作業手当	保健所、家畜保健衛生所、動物愛護センター又は環境保全研究所に勤務する職員	感染症の防疫等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 8,002	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

精神障害者入院措置等業務手当	保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の2の2の規定による精神障がい者の入院のための移送等の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 470	作業1日につき800円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
麻薬取締手当	健康福祉部薬事管理課に勤務する職員	麻薬の取締りに関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 161	業務1日につき1,200円（業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は720円）
医療等業務手当	保健所又は県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	医療等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 8,711	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
公害等検査手当	地域振興局、保健所検査課又は環境保全研究所に勤務する職員	公害等に係る検査の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 5,624	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
研究指導等業務手当	工科短期大学校、南信工科短期大学校又は技術専門学校に勤務する職員	研究指導等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 3,460	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
種雄牛馬豚等取扱作業手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬豚の自然交配、精液の採取等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 28	作業1日につき300円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
有害物取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有毒ガスの発生を伴う作業又は有害な薬品等を取り扱う作業のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 25	作業1日につき400円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める額
特殊現場作業手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	工事現場、災害現場、高圧線近接地等で作業条件が劣悪又は著しく危険な場所において行われる作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 808	作業1日につき900円（特定原子力事業所の敷地内における作業にあつては作業1日につき40,000円）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

用地交渉 手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関する権利者との交渉のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 2,080	交渉1日につき700円（交渉に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は560円。交渉が午後7時以後に及ぶ場合は400円を加算する。）
道路作業 手当	建設事務所に勤務する職員	道路の除雪の作業又は交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 112	作業1日につき300円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は180円）
死体処理 手当	特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で知事が人事委員会と協議して定めるものに従事した職員		千円 0	作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
夜間看護等 手当	県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務	千円 9,250	勤務1回につき3,550円（深夜における勤務時間が2時間以上4時間に満たない場合は3,100円、2時間に満たない場合は2,150円）
航空業務 手当	消防防災航空センターに勤務する職員	航空機の操縦作業	千円 4,056	作業1時間につき5,100円（特に危険又は困難な作業で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、知事が人事委員会と協議して定める額を加えた額）を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき1,380円（作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は830円）
		航空機に搭乗して行う消防、防災等の業務（知事が人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「消防防災業務」という。）		業務1時間につき2,200円（特に危険又は困難な業務で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額）を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行う消防防災業務		業務1日につき870円

外国勤務手当	外国において勤務する職員のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 28,800	勤務1月につき在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第2条第1項に規定する在外職員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当の額を超えない範囲内において、勤務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
感染症防疫等作業手当 （新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための手当）	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者がいる区域において行われる作業のうち、これらの者の身体に接触して行うもの又はこれに準ずるものとして知事が人事委員会と協議して定めるものに従事した職員	千円 12,559	作業1日につき、4,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

○学校職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教務手当	昼間部の勤務を本務とする教育職員	夜間部の授業又はその補助	千円 232	1時間につき670円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
	夜間部の勤務を本務とする教育職員	昼間部の授業又はその補助		
	教育職員	本務のほかに行った通信教育における添削指導又は面接指導		
	教育職員	夜間における農業の実習指導		
多学年学級担当手当	小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める教育職員	3以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	千円 567	業務1日につき180円
		2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導		業務1日につき150円
教員特殊業務手当	教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの （修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、	千円 788,935	業務1日（泊を伴うものにあつては、1泊）につき8,000円（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）の範囲内において



		<p>児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの</p> <p>学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒に対する指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの</p> <p>特別支援学校において幼児、児童又は生徒に対して行う教育に関する業務のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>小学校又は中学校の学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級を担当する場合において当該担当する特別支援学級の児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務</p> <p>小学校又は中学校における学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定による特別の教育課程による教育に従事することを本務とする場合において児童又は生徒に対して直接行う当該教育に関する業務</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に入所又は通所している児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務を本務とする場合における当該業務</p> <p>学生に対する研究指導に関する業務のうち任命権者が人事委員会と協議して定めるもの</p>		<p>て任命権者が人事委員会（大学以外の教育職員に対して支給する場合にあっては知事及び人事委員会）と協議して定める額</p>
教育業務連絡指導手当	<p>小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものの職務を担当する教育職員</p>	<p>当該担当に係る業務</p>	<p>千円 54,563</p>	<p>業務1日につき100円</p>

入学者 選抜手当	教育職員	入学者選抜のための審査又は採点の事務及び進学生徒に関する調査書作成の事務	千円 21,061	1時間につき240円
特殊現場作 業手当	教育職員	特定原子力事業所の敷地内又は原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等において行う業務を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 0	作業1日につき40,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
死体処理手 当	特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した教育職員		千円 0	作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額

○警察職員

手当の名称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する 支給単価
刑事手当	警部以下の警察官	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	千円 116,537	作業1日につき560円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は340円)
留置業務 手当	警察官	被疑者等の留置、看守及び護送の作業	千円 8,692	作業1日につき340円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
犯罪鑑識 手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を利用して行う犯罪鑑識の作業(準備の作業を含む。)又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業	千円 11,371	作業1日につき560円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
警ら手当	警察官	警らの作業	千円 60,034	作業1日につき340円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
少年補導 手当	一般職員	少年補導の作業	千円 0	作業1日につき330円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
交通取締 手当	警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車を運転する作業又は交通の指導取締り、交通整理、交通検問若しくは交通事	千円 59,984	作業1日につき840円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人

		故処理の作業		事委員会と協議して定める額
航空業務手当	警察職員	航空機の操縦作業	千円 12,701	作業1時間につき5,100円 (特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額を加えた額)を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき1,380円(作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は830円)
		航空機に搭乗して行う搜索、救難等の作業(任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「搜索作業」という。)		作業1時間につき2,200円 (特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額)を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行った搜索作業		作業1日につき870円
術科手当	警察職員	柔道、剣道、逮捕術又はけん銃操法の術科訓練の指導	千円 5	指導1日につき310円(指導に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は190円)
爆発物等取扱手当	警察職員	実験用爆発物の製造若しくは解体の作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験の作業	千円 0	作業1日につき620円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は380円)

	警察職員	特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この項において同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）の製造過程を解明する等の目的で行う実験の作業で当該特殊危険物質が発生するおそれがあるもの		
	警察職員	火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）又は高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の規定に基づく立入検査の作業		作業 1 日につき 310 円（作業に従事した時間が 1 日につき 4 時間に満たない場合は 190 円）
	警察職員（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業に係る爆発物等処理手当を支給される者を除く。）	特殊危険物質による被害のおそれがある区域内において行う作業		
救助特別手当	警察職員	山岳若しくは大規模災害現場において著しく危険かつ困難な状況のもとで行う遭難者の救助（捜索を含む。以下この項において同じ。）の作業若しくは被災者の救助若しくは救援の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）又は山岳遭難救助の訓練	千円 1,528	作業又は訓練 1 日につき 1,900 円を超えない範囲内において、作業又は訓練の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
死体処理手当	警察職員	(1) 人の死体の処理作業 (2) 特定大規模災害に対処するため人の死体の処理作業又は人の死体の取扱いに関する作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 46,331	(1) にあつては作業 1 体につき 3,200 円、(2) にあつては作業 1 日につき 2,000 円
爆発物等処理手当	警察職員	著しく危険かつ緊急を要する状況のもとで行う爆発物容疑物件の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 0	勤務 1 回につき 5,200 円
	警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）		
警衛警護手当	警察官	身辺の警衛又は警護の作業（任命権者が知事及び人事	千円	作業 1 日につき 1,150 円を超えない範囲内において、作

		委員会と協議して定めるものに限る。)	60	業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
銃器犯罪捜査手当	警察官	銃器若しくはその疑いのある物が使用されている現場又は銃器が使用されるおそれがある現場における逮捕、警戒等の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 785	勤務1日につき1,640円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
夜間特殊業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる特殊な業務	千円 81,964	勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
緊急呼出業務手当	警察職員	突発的に発生した事件又は事故を処理するため、正規の勤務時間以外の時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられて行う、当該事件又は事故の処理業務（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 3,269	勤務1回につき1,240円
潜水手当	警察職員	水器具を着用した潜水作業	千円 149	作業1時間につき1,500円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
特殊現場作業手当	警察職員	特定原子力事業所の敷地内又は原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等において行う業務を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 1,436	作業1日につき40,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
感染症防疫等作業手当 （新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための手当）	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者がいる区域において行われる作業のうち、これらの者の身体に接触して行うもの又はこれに準ずるものとして任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した警察職員		千円 1,350	作業1日につき4,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

⑤ 時間外勤務手当

	一般行政	警察行政	合計	職員1人当たり 平均支給年額
2年度	1,597,299千円	1,768,258千円	3,365,557千円	338千円
元年度	1,619,206千円	1,928,102千円	3,547,308千円	370千円

⑥ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		異なる	〈国の制度〉 配偶者、父母等… 行政職俸給表(一) 7級以下6,500円 8級3,500円 子…10,000円	2,763,736 千円	242,220 円
	区分	手当の額				
	配偶者	6,500円				
子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者	1人につき子10,000円、父母等 6,500円。 なお、扶養親族である子のうち、満 15歳に達する日後の最初の4月1 日から満22歳に達する日以後の最 初の3月31日までの間にある子に ついては、当該子の扶養手当の月額 に5,000円を加算した額を当該子の 扶養手当の月額とする					
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。		異なる	〈国の制度〉 月額12,000円を超 える家賃を支払っ ている職員に対し支 給。 借家等 [家賃月27,000円以下] 支給額= 家賃相当額-16,000円 [家賃月27,000円超] 支給額=11,000円+(家賃 相当額-27,000円)×1/2 (最高支給限度額： 28,000円)	1,881,749 千円	279,730 円
	区分	手当の額				
	借家等	[家賃月24,500円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月24,500円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額- 24,500円)×1/2 (最高支給限度額：27,700円)				
別居する配 偶者のため の借家等	上記の2分の1の額					

通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。	異なる	《国の制度》 交通用具使用者の支給額 2,000円～31,600円  特急列車、高速道の加算限度額20,000円	2,848,236 千円	117,448 円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通機関利用者</td> <td>6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額。</td> </tr> <tr> <td>交通用具使用者</td> <td>使用距離に応じて2,460円～41,050円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額。	交通用具使用者	使用距離に応じて2,460円～41,050円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）				
区分	手当の額														
交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額。														
交通用具使用者	使用距離に応じて2,460円～41,050円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）														
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて8,000円～16,000円を加算。	異なる	《国の制度》 8,000～70,000円を加算	417,402 千円	384,702 円										
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。	同じ	—	629,044 千円	220,872 円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額(勤務1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>一般の宿日直</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育諸学校</td> <td>7,100円</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>7,400円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額(勤務1回につき)	医師	21,000円	一般の宿日直	4,400円	特別支援教育諸学校	7,100円	警察	7,400円
	区分					手当の額(勤務1回につき)									
	医師					21,000円									
	一般の宿日直					4,400円									
特別支援教育諸学校	7,100円														
警察	7,400円														
特別勤務員管理職手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内（勤務が6時間を超える場合には18,000円以内）の額とする。	同じ	—	34,340 千円	160,467 円										
休日給	国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員（教員を除く）に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	652,321 千円	140,193 円										

給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。	同じ	—	1,668,798 千円	729,688 円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級（行政職）</td> <td>94,800円～130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級（行政職）</td> <td>59,000円～ 80,700円</td> </tr> <tr> <td>学校の校長</td> <td>53,400円～ 74,300円</td> </tr> <tr> <td>学校の教頭</td> <td>34,700円～ 54,300円</td> </tr> </tbody> </table>					主な職	支給額	部長級（行政職）	94,800円～130,700円	課長級（行政職）	59,000円～ 80,700円	学校の校長	53,400円～ 74,300円	学校の教頭	34,700円～ 54,300円
	主な職					支給額									
	部長級（行政職）					94,800円～130,700円									
	課長級（行政職）					59,000円～ 80,700円									
学校の校長	53,400円～ 74,300円														
学校の教頭	34,700円～ 54,300円														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円					
世帯等の区分		世帯主である職員			その他の職員										
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円</td> </tr> <tr> <td>獣医師</td> <td>採用後の期間に応じ5,000円～50,000円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円	獣医師	採用後の期間に応じ5,000円～50,000円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ500円～2,500円					
区分	手当の額														
医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円														
獣医師	採用後の期間に応じ5,000円～50,000円														
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ2,000円～10,000円														
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ500円～2,500円														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>月額</th> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	月額	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円				
世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員												
月額	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。	同じ	—	1,535,761 千円	65,101 円										
初任給調整手当	医師・歯科医師等で人事委員会が定める職員に対し支給。	同じ	—	97,315 千円	982,979 円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円</td> </tr> <tr> <td>獣医師</td> <td>採用後の期間に応じ5,000円～50,000円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円	獣医師	採用後の期間に応じ5,000円～50,000円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ500円～2,500円
	区分					手当の額									
	医師・歯科医師					国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円									
	獣医師					採用後の期間に応じ5,000円～50,000円									
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ2,000円～10,000円														
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ500円～2,500円														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円</td> </tr> <tr> <td>獣医師</td> <td>採用後の期間に応じ5,000円～50,000円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円	獣医師	採用後の期間に応じ5,000円～50,000円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ500円～2,500円					
区分	手当の額														
医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円														
獣医師	採用後の期間に応じ5,000円～50,000円														
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ2,000円～10,000円														
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ500円～2,500円														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円</td> </tr> <tr> <td>獣医師</td> <td>採用後の期間に応じ5,000円～50,000円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円	獣医師	採用後の期間に応じ5,000円～50,000円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ500円～2,500円					
区分	手当の額														
医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円														
獣医師	採用後の期間に応じ5,000円～50,000円														
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ2,000円～10,000円														
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ500円～2,500円														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円</td> </tr> <tr> <td>獣医師</td> <td>採用後の期間に応じ5,000円～50,000円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円	獣医師	採用後の期間に応じ5,000円～50,000円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ500円～2,500円					
区分	手当の額														
医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円														
獣医師	採用後の期間に応じ5,000円～50,000円														
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ2,000円～10,000円														
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ500円～2,500円														
務手当	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地3.7/100）を乗じて得た額を支給。	異なる	<国の制度> 2級地の支給割合 8/100	3,142 千円	54,175 円										
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	195,188 千円	74,216 円										
農林業普及指導手当	農林業普及指導業務に従事する職員に対し、給料月額に4/100を乗じて得た額を支給。			29,283 千円	158,285 円										



空地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校等に勤務する学校職員に対して、給料月額に支給割合（1級地2.7/100～4級地5.7/100）を乗じて得た額を支給。			28,207 千円	61,587 円
義務教育等 教員特別手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校等の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、2,000円から8,000円の範囲内で支給。			1,087,878 千円	61,264 円
定時制通信 教育手当	定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする教諭等に対し、20,000円を支給。なお、夜間定時制本務の教諭等には2,000円を加算。			77,731 千円	238,439 円
産業教育手当	農業課程又は工業課程を置く高校で、実習を伴う農業又は工業の科目を担当する教諭等に対し、20,000円又は12,000円を支給。			104,602 千円	229,895 円

(10) 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料	知 事	1,292,000円
	副 知 事	996,000円
報 酬	議 長	996,000円
	副 議 長	870,000円
	議 員	813,000円
期 末 手 当	知 事	(2年度支給割合) 3.3月分
	議 長	(2年度支給割合) 3.3月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 129万2千円×在職月数×0.53 3,286万8千480円 原則、最終退職時
	副 知 事	99万6千円×在職月数×0.38 1,816万7千40円 原則、最終退職時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(11) 公営企業職員の状況

① 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占め る職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
2年度 電気事業	2,665,322	906,598	314,502	11.8	12.2
水道事業	4,528,911	753,463	279,891	6.2	6.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 193,782 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
2年度 電気事業	57	228,414	66,333	94,478	389,225	6,829
水道事業	57	244,256	54,243	100,451	398,950	6,999

(注) 職員手当には退職手当、児童手当を含みません。職員数は、2年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	長野県	44.3歳	355,289円	569,219円
	団体平均	44.8歳	365,924円	582,813円
水道事業	長野県	48.6歳	393,514円	616,112円
	団体平均	43.5歳	361,318円	578,084円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長 野 県	
1人当たり平均支給額（2年度）	
電気事業	1,658 千円
水道事業	1,762 千円
（2年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.85 月分
(1.40)月分	(0.90)月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

	長 野 県	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月	24.586875月
勤続25年	28.0395月	33.27075月
勤続35年	39.7575月	47.709月
最高限度額	47.709月	47.709月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(3%~30%加算)	
1人当たり平均支給額		
電気事業	-千円	23,144千円
水道事業	140千円	20,464千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		8,575千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		75,222円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%
電気事業（全県）	1.7	57	1.7
水道事業（全県）	1.7	57	1.7

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		千円		
	電気事業	95		
	水道事業	249		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		円		
	電気事業	4,506		
	水道事業	35,651		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		%		
	電気事業	36.8		
	水道事業	12.3		
手当の種類（手当数）		電気事業及び水道事業合計で6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（2年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	千円 49	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		地上又は水面上5メートル以上15メートル未満の足場の不安定な箇所で行う作業		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において地面下15メートル以上の縦坑(直径が15メートル未満のものに限る。)で行う作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)

	橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下2メートル以上の深所又は地面下5メートル以上の縦坑（直径が5メートル未満のものに限る。）で行う作業		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																			
	土砂の崩落の危険がある溝、横坑又は斜坑の坑内で行う作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																			
	土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜20度以上の斜面又はその直下の足場の不安定な箇所で行うもの		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																			
	普通高圧以上の活線作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																			
	特別高圧送電線路における特殊装柱（開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。）の活線上部作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																			
	水圧鉄管の内部作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																			
	水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業		1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																			
	次の範囲内で活線に近接して行う作業		1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">距離区分 活線の 電圧区分</th> <th>頭上</th> <th>側面</th> <th>足下</th> </tr> <tr> <th>メートル 以内</th> <th>メートル 以内</th> <th>メートル 以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,300ボルト以上 22,000ボルト未満</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>22,000ボルト以上 154,000ボルト未満</td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>154,000ボルト以上</td> <td>1.8</td> <td>2.5</td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table>	距離区分 活線の 電圧区分	頭上	側面	足下	メートル 以内	メートル 以内	メートル 以内	3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8	22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2	154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6		
距離区分 活線の 電圧区分	頭上		側面	足下																		
	メートル 以内	メートル 以内	メートル 以内																			
3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8																			
22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2																			
154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6																			
	電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険なもの （1）送電線路補修作業 （2）外線作業 （3）主要機器の分解補修及び据付けの作業 （4）屋外鉄構の組立て又は架線の作業		1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																			
	大規模なダム建設工事現場（当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。）で行う作業		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																			
	重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、救助等の作業		1日につき600円（2時間未満の場合360円）。この場合において、作業が日没から日の出までの間（以下「夜間」という。）に行われるときは900円 （2時間未満の場合540円）																			
	重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、避難誘導又は広報宣伝の作業		1日につき400円（2時間未満の場合240円）。この場合において、作業が夜間に行われるときは600円 （2時間未満の場合360円）																			
	道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後8時から翌日の午前6時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																			

		洪水警戒体制時において行うダム管理の作業又は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外において行う水門管理の作業		1日につき 300 円 (2 時間未満の場合 180 円)
		ダムにおいて行う 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間の屋外又はダム本体内における計器の点検、整備、調査及び測定作業		1日につき 300 円 (2 時間未満の場合 180 円)
		ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業		1日につき 400 円 (2 時間未満の場合 240 円)
		発電機の運転に伴い発生する騒音が 90 デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業		1日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)
取水口危険作業手当	職員	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の導水管内で行う作業	千円 57	1日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)
		発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業		
		送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの		
有害物取扱手当	職員	有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業	千円 0	1日につき 300 円 (4 時間未満の場合 180 円)
用地交渉手当	職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者を行う交渉 (1) 国、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 1 条に規定する公庫、特別の法律により設立された法人のうち国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 9 条の 2 に規定するものその他これらに準ずるもの (2) 土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの	千円 0	1日につき 700 円（2 時間未満の場合 560 円）。 この場合において、交渉が午後 7 時以後に及ぶときは 1,100 円（2 時間未満の場合 960 円）
浄水検査手当	職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所に勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例とする職員が行う当該検査	千円 238	1日につき 400 円 (2 時間未満の場合 240 円)
感染症防疫等作業手当	職員	家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条に定める家畜伝染病のうち豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋葬又は畜舎等の消毒の作業	千円 0	1日につき 300 円 (4 時間未満の場合 180 円)

オ 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）		千円
電気事業		32,271
水道事業		17,983
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		千円
電気事業		672
水道事業		400
支給実績（元年度決算）		千円
電気事業		26,427
水道事業		21,401
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		千円
電気事業		562
水道事業		437

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		異なる	千円	円
	区分	手当の額		電気事業	電気事業
	配偶者	6,500円		8,329	244,956
子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者	1人につき子10,000円、父母等 6,500円。 なお、扶養親族である子のうち、満 15歳に達する日後の最初の4月1 日から満22歳に達する日以後の最 初の3月31日までの間にある子に ついては、当該子の扶養手当の月額 に5,000円を加算した額を当該子の 扶養手当の月額とする。	《国の制度》 配偶者、父母等… 行政職俸給表(一) 7級以下6,500円 8級3,500円 子…10,000円	9,252	237,218	

住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。		異なる	《国の制度》	千円	円
	区分	手当の額		月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。	電気事業 2,839	電気事業 202,814
	借家等	[家賃月24,500円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月24,500円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-24,500円)×1/2 (最高支給限度額:27,700円)		借家等 [家賃月27,000円以下] 支給額=家賃相当額-16,000円 [家賃月27,000円超] 支給額=11,000円+(家賃相当額-27,000円)×1/2 (最高支給限度額:28,000円)	水道事業 1,638	水道事業 273,000
別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額					
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。		異なる	《国の制度》	千円	円
	区分	手当の額		交通用具使用者の支給額 2,000円~31,600円	電気事業 5,422	電気事業 129,088
	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額(通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金を加算した額)が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額。		特急列車、高速道の加算限度額 20,000円	水道事業 9,277	水道事業 165,669
交通用具使用者	使用距離に応じて2,460円~41,050円。(自動車・バイク・自転車とも同額) ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。(55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額)					
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて8,000円~16,000円を加算。		異なる	《国の制度》 8,000~70,000円を加算	千円 電気事業 2,304 水道事業 0	円 電気事業 460,800 水道事業 0

宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し、勤務1回につき4,400円を支給。	同じ	—	千円 電気事業 31 水道事業 26	円 電気事業 4,400 水道事業 4,400										
管理職員特別勤務手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内（勤務が6時間を超える場合には18,000円以内）の額とする。	同じ	—	千円 電気事業 12 水道事業 32	円 電気事業 12,000 水道事業 16,000										
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。 <table border="1" data-bbox="252 862 770 981"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級（行政職）</td> <td>94,800円～130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級（行政職）</td> <td>59,000円～80,700円</td> </tr> </tbody> </table>	職	支給額	部長級（行政職）	94,800円～130,700円	課長級（行政職）	59,000円～80,700円	同じ	—	千円 電気事業 6,949 水道事業 7,268	円 電気事業 868,650 水道事業 908,550				
職	支給額														
部長級（行政職）	94,800円～130,700円														
課長級（行政職）	59,000円～80,700円														
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増高分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。 <table border="1" data-bbox="252 1227 770 1429"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円	同じ	—	千円 電気事業 3,931 水道事業 4,072	円 電気事業 71,469 水道事業 75,404
世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員												
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
務手当地勤	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地3.7/100）を乗じて得た額を支給。	異なる	<国の制度> 2級地の支給割合 8/100	千円 0	円 0										
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円 電気事業 9 水道事業 13	円 電気事業 3,159 水道事業 3,225										



8 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の日程（令和2年度）

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	行政A 【一般 方式】	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	6月28日 長野市 松本市	7月13日～22日 7月30日～8月7日 長野市	8月21日
	行政B 【SPI方 式】	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	7月5日 長野市 松本市 東京都	8月7日・11～12日 8月17日・18日 長野市	9月7日
	行政B 【SPI方 式】 【秋季 チャン ス】	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	9月20日 長野市 松本市 東京都	10月9日・12日 10月20日 長野市	10月30日
	社会 福祉	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤並びに⑥を満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外） ⑥社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人（令和3年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人を含む。）	6月28日 長野市 松本市	7月13日～22日 7月30日～8月7日 長野市	8月21日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	心理	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)	6月28日 長野市 松本市	7月13日～22日 7月30日～8月7日 長野市	8月21日
	電気	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)			
	機械	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)			
	化学	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)			
	農業	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	水産	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	6月28日 長野市 松本市	7月13日～22日 7月30日～8月7日 長野市	8月21日
	総合 土木	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			
	建築	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			
	林業	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	薬剤師	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤並びに⑥を満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ②平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外) ⑥薬剤師の免許を有する人(令和3年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)	6月28日 長野市 松本市	7月13日～22日 7月30日～8月7日 長野市	8月21日
	保健師	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤並びに⑥を満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 ②平成12年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外) ⑥保健師の免許を有する人(令和3年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)			
	管理栄養士	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤並びに⑥を満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外) ⑥管理栄養士の免許を有する人(令和3年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)			
長野県職員採用試験 (短大卒業程度)	司書	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外) ⑤司書の資格を有する人(令和3年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人を含む。)	9月27日 長野市 松本市	10月18日 11月2日～6日 長野市	11月18日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (短大卒業程度)	臨床検査技師	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外) ⑤臨床検査技師の免許を有する人(令和3年3月31日までに当該免許を取得する見込みの人を含む。)	9月27日 長野市 松本市	10月18日 11月2日～6日 長野市	11月18日
長野県職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人。 ①平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)	9月27日 長野市 松本市	10月18日 11月2日～6日 長野市	11月18日
	電気	次のすべてを満たす人。 ①平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)			
	農業	次のすべてを満たす人。 ①平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)			
	総合 土木	次のすべてを満たす人。 ①平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)			
	林業	次のすべてを満たす人。 ①平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)			
長野県職員採用試験 (就職氷河期)	行政	次のすべてを満たす人。 ①昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)	10月25日 長野市 松本市	12月12日、13日 長野市	12月24日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (就職氷河期)	総合 土木	次のすべてを満たす人。 ①昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)	10月25日 長野市 松本市	12月12日、13日 長野市	12月24日
長野県警察職員採用試験 (大学卒業程度)	行政	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)	6月28日 長野市 松本市	7月19日・8月12日 長野市	8月21日
	鑑識 法医	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)			
長野県警察職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人。 ①平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)	9月27日 長野市 松本市	10月17日 10月30日 長野市	11月18日
長野県警察官採用試験 (A・令和3年4月採用第1回)	男性	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)	6月21日 長野市 松本市 東京都 愛知県	7月11日 7月27日～31日 長野市	8月21日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験 (A・令和3年4月採用第1回)	サイバー犯罪捜査官	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	6月21日 長野市 松本市 東京都 愛知県	7月11日 7月27日～31日 長野市	8月21日
長野県警察官採用試験 (B・令和2年10月採用)	男性	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	6月21日 長野市 松本市 東京都 愛知県	7月12日 8月3日～5日 長野市	8月21日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			
長野県警察官採用試験 (A・令和3年4月採用第2回)	男性	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	9月20日 長野市 松本市	10月10日 11月2日・4日 長野市	11月18日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験 (B・令和3年4月採用)	男性	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	9月20日 長野市 松本市	10月11日 10月23日～28日 長野市	11月18日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			
	サイバー犯罪捜査官	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			
長野市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中 事務	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	9月27日 長野市 松本市	10月18日 11月2日～6日 長野市	11月18日



(2) 採用試験の実施状況（令和2年度）

試験の名称	試験区分	採用予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	行政A	50名程度	382	283	164	158	71	4.0
	行政B	25名程度	467	220	100	90	30	7.3
	行政B 【秋季チャンス】	10名程度	429	248	40	35	11	22.5
	社会 福祉	5名程度	32	28	18	18	9	3.1
	心理	若干名	14	12	7	7	4	3.0
	電気	15名程度	11	7	5	5	3	2.3
	機械		16	14	7	7	4	3.5
	化学	5名程度	29	20	12	12	5	4.0
	農業	15名程度	49	39	33	30	16	2.4
	水産	若干名	10	8	5	5	2	4.0
	総合 土木	20名程度	43	35	25	24	22	1.6
	建築	5名程度	7	3	3	3	2	1.5
	林業	10名程度	28	24	18	18	11	2.2
	薬剤師	5名程度	8	6	4	4	3	2.0
	保健師	5名程度	20	17	16	16	12	1.4
管理 栄養士	若干名	27	21	8	8	3	7.0	
長野県職員採用試験 (短大卒業程度)	司書	若干名	45	38	6	6	1	38.0
	臨床検査 技師	若干名	5	4	4	4	1	4.0

試験の名称	試験区分	採用予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
長野県職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	5名程度	65	60	14	13	4	15.0
	電気	若干名	5	5	2	2	1	5.0
	農業	若干名	9	7	6	6	3	2.3
	総合 土木	5名程度	12	12	5	5	3	4.0
	林業	若干名	7	7	6	4	3	2.3
長野県職員採用試験 (就職氷河期世代)	行政	若干名	355	255	26	26	3	85.0
	総合 土木	若干名	17	11	8	6	2	5.5
長野県警察職員採用試験 (大学卒業程度)	行政	5名程度	123	76	27	25	6	12.7
	鑑識 法医	若干名	19	12	12	12	1	12.0
長野県警察職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	5名程度	165	124	30	26	6	20.7
長野県警察官採用試験 (A) (令和3年4月採用 第1回)	男性	60名程度	327	213	186	141	69	3.1
	女性	10名程度	115	83	70	49	24	3.5
長野県警察官採用試験 (A) (令和3年4月採用 第2回)	男性	25名程度	203	91	57	38	14	6.5
	女性	5名程度	59	21	18	11	3	7.0
	サイバー犯 罪捜査官	若干名	10	3	3	2	1	3.0
長野県警察官採用試験 (B) (令和2年10月採用)	男性	15名程度	171	126	99	91	29	4.3
	女性	5名程度	55	41	33	27	8	5.1
長野県警察官採用試験 (B) (令和3年4月採用)	男性	25名程度	288	198	126	109	19	10.4
	女性	5名程度	91	65	43	41	12	5.4
	サイバー犯 罪捜査官	若干名	1	1	0	0	—	—
長野市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中 事務	15名程度	234	187	45	37	18	10.4

(3) 採用選考の実施状況（令和2年度）

① 社会人経験者を対象とする県職員採用選考

選考	選考区分	採用 予定者数 (人)	申込者数 (人)	1次考査 受験者数 (人) A	1次考査 合格者数 (人)	2次考査 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
第1回	行政 (一般枠)	10名程度	334	208	43	39	7	29.7
	社会福祉	5名程度	10	4	4	4	2	2.0
	心理	5名程度	5	4	4	4	2	2.0
	農業	若干名	4	4	3	3	2	2.0
	総合土木	5名程度	11	9	8	7	4	2.3
	林業	若干名	1	1	1	1	1	1.0
	施設管理	若干名	20	15	11	10	2	7.5
第2回	行政 (一般枠)	10名程度	289	203	45	41	6	33.8
	行政 (地域活力創造枠)	5名程度	44	29	14	12	4	7.3
	社会福祉	5名程度	9	8	7	7	4	2.0
	心理	若干名	5	4	4	4	2	2.0
	施設管理	若干名	18	14	9	9	3	4.7
	農業	若干名	4	4	0	0	—	—
	総合土木	10名程度	10	8	5	5	2	4.0
	建築	若干名	3	3	2	2	2	1.5
	林業	若干名	1	1	1	1	1	1.0
	化学	若干名	12	12	9	9	1	12.0
	薬剤師	若干名	2	2	2	2	2	1.0
	保健師	若干名	5	5	5	4	3	1.7
	管理栄養士	若干名	6	6	5	5	2	3.0
	臨床検査技師	若干名	5	5	5	5	4	1.3

② 障がい者を対象とする職員採用選考

職 種	採 用 予定者数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
県職員	10名程度	106	88	8	11.0
警察行政職員	若干名	87	70	0	—
小中事務	若干名	89	74	0	—

③ 県職員（南信工科短期大学の教授、准教授又は講師）採用選考

職種	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
教授、准教授又は講師	4	2	2.0

④ 県職員（ヘリコプター操縦士及び整備士）採用選考

職種	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
ヘリコプター操縦士（第1回）	2	1	2.0
ヘリコプター操縦士（第2回）	2	0	—
ヘリコプター整備士	1	1	1.0

⑤ 県警行政職員採用選考

職種	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
航空整備士	1	1	1.0
情報処理	3	1	3.0
建築士	1	0	—

## 9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（令和2年）

### 第1 基本的な考え方

- ・ 給与勧告は、労働基本権を制約されている地方公務員の適正な処遇を確保し、能率的な行政運営を維持するため、地方公務員法が定める情勢適応の原則に基づいて行われるもの
- ・ 本委員会は、職員の給与について、地域の民間従業員の給与、国及び他の都道府県の職員の給与との均衡を図ることなどを考慮し、報告及び勧告を実施

### 第2 職員の給与

#### 1 民間給与の調査

企業規模・事業所規模50人以上の県内184民間事業所を無作為に抽出。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で6月29日から7月31日まで実施（完了率89.7%）

月例給に関する調査は、8月17日から9月30日まで実施し、従業員6,504人の給与月額等を調査（完了率 83.2%）

#### 2 職員給与と民間給与の比較

##### (1) 月例給

職員と民間従業員の本年4月分給与を調査し、主な給与決定要素である職種、役職、年齢、学歴を同じくする者同士を比較した結果は、下表のとおり

民間従業員の給与 A	職員の給与 B	較 差 C = A - B (C / B × 100)
378,635円	378,561円	74円 (0.02%)

##### (2) 特別給（ボーナス）

民間において、昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較した結果は、下表のとおり

民間支給割合 A	職員支給月数 B	較 差 A - B
4.38月分	4.45月分	△0.07月分

#### 3 給与改定の内容

##### (1) 給料表

民間給与とほぼ均衡していることから、改定を行わない。

##### (2) 期末手当・勤勉手当

本県における民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を0.05月分引下げ  
4.45月分→4.40月分（引下げ分については、期末手当に反映）

#### 4 実施時期

令和2年12月1日

ただし、令和3年度以降の期末手当・勤勉手当については令和3年4月1日

### 第3 人事管理に関する課題

#### 1 新型コロナウイルス感染症に係る本委員会の取組

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本年4月から5月までの間に実施を予定していた職員採用試験及び職員採用選考を延期し、本年6月以降、順次実施
- ・ グループワーク試験の取りやめや、Web面接の導入など、試験方法や内容を変更し、試験会場においては、健康状態確認票の提出及び検温の実施、マスク着用の徹底、いわゆる3密の回避などの対策を実施
- ・ 県職員の仕事の内容や魅力を発信する場として、YouTubeによるWeb説明会を開催
- ・ 職員や親族に発熱等の風邪症状が見られる場合等で出勤することが困難と認められる場合等は、出勤困難な場合の特別休暇（有給）の対象となるよう関係規定を改正

#### 2 人材の確保・育成・活用

- ・ 多様な有為の人材を確保するため、大学卒業程度試験（「行政B [SPI方式]」、技術職種）及び社会人経験者を対象とする職員採用選考において、SPI 3（基礎能力検査）を導入するなど、職員採用制度を見直し
- ・ インターネットを活用し、長野県職員として働くことの魅力をより多くの学生等に発信することにより、積極的に人材確保策を展開
- ・ 職務経験の有無にかかわらず、就職氷河期世代の方が広く受験できる採用試験を新たに実施
- ・ 職員自らがキャリア形成意識を持ち、主体的に学び、成長できるよう支援していくことが重要。管理・監督の立場にある職員がリーダーシップを発揮し、適切なマネジメントを行うことが必要
- ・ 職員採用試験における女性受験者の増加に向けた取組を進め、女性職員の職域の拡大を図りつつ、家庭生活とキャリアを両立しながら働くことができる職場環境づくりに一層取り組むことが重要
- ・ 職員個々の能力や実績を的確に把握し、人事評価の結果を任用、給与、分限等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが必要
- ・ 定年の引上げについては、今後の国家公務員法等の改正状況や他の都道府県の動向を注視しながら、本県の実情を踏まえて、速やかに制度を導入できるよう、検討を進めていくことが必要
- ・ 国や他の都道府県の状況を踏まえ55歳を超える職員の昇給抑制について、早急に検討していくことが必要

#### 3 仕事と家庭の両立支援の推進と勤務環境の整備等

- ・ 職員が育児や介護等に関する両立支援制度を活用できるよう、制度の周知や相談体制の整備に努めるとともに、職場全体で制度を活用している職員をサポートする意識の醸成を図っていくことが重要
- ・ 男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得を促進し、男性職員が育児に参画する時間を確保していくことが必要
- ・ 不妊治療と仕事の両立のため、新設された不妊治療休暇制度の周知、活用を含め、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成を図ることが必要
- ・ 風通しのよい組織づくりに努めコンプライアンスをより一層推進していくことが重要。各種ハラスメントについて、防止対策の実施や拡充が義務化されたことを踏まえ、明るく働きやすい職場環境づくりに引き続き努めることが重要
- ・ 会計年度任用職員制度については、常勤職員の給与との均衡を図ること、休暇については国の状況等を踏まえて必要な措置を講じるよう、任命権者において取り組んでいるところ。引き続き多様な人材が活躍できる勤務条件を整備していくことが必要
- ・ 身体障がい者に加え知的障がい者、精神障がい者の採用を進めるとともに、障がい者雇用率のみにとらわれることなく、障がいの特性に応じて、その能力が十分に発揮され、職場に定着できるよう、活躍の場の拡大や合理的配慮を推進することが必要

#### 4 働き方改革と時間外勤務の縮減

- ・ 職員に時間外勤務を命ずることができる上限を、原則、1年について360時間、通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に当該時間を超えて時間外勤務を命ずる場合においても720時間などと設定
- ・ 大規模災害への対処その他重要な業務であって、公務の運営上真にやむを得ないものと任命権者が認める特例業務等を上限時間を超えて命じた場合、任命権者は当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行うことが必要
- ・ 特例業務等に従事する場合であっても、災害時等非常時の体制拡充や一層の業務の効率化等を図り、可能な限り時間外勤務を縮減することが必要
- ・ 公務運営の必要上やむを得ず長時間の時間外勤務を命ぜざるを得ない場合については、医師による面接指導が適切に行われることが重要
- ・ Web会議の実施、テレワークの普及推進や時差勤務の活用など、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、業務の効率化や職員の働き方の見直しを進めることが必要
- ・ 長時間労働を是正する取組を推進していく上では、管理・監督の立場にある職員を含めた全ての職員の時間外勤務及び在庁・在校の状況を把握することが必要であり、勤務時間を客観的に把握する取組が必要
- ・ 年次休暇等を一層有効に活用できるよう、取得促進のための取組を引き続き推進することが必要

10 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和2年度）

区分	令和元年度末 (2.3.31) 係属件数	令和2年度						令和2年度末 (3.3.31) 係属件数
		新規 請求 件数	処理件数					
			判定			却下	取下げ	
			全部 容認	一部 容認	全部 否認			
給与	0						0	
旅費	0						0	
勤務時間	0						0	
休暇	0						0	
執務環境	0						0	
厚生福利	0						0	
転任	0						0	
任用	0						0	
その他	0						0	
計	0	0	0	0	0	0	0	

11 不利益処分に関する審査請求の状況（令和2年度）

区分	令和元年度末 (2.3.31) 係属件数	令和2年度						令和2年度末 (3.3.31) 係属件数
		新規 請求 件数	処理件数					
			判定			却下	取下げ	
			処分 承認	処分 修正	処分 取消			
分限 処分	免職	0					0	
	休職	0					0	
	降任	0					0	
懲戒 処分	免職	0					0	
	停職	0					0	
	減給	0					0	
	戒告	0	1				1	
その他	0						0	
計	0	1	0	0	0	0	1	